

令和4年・5年度 上田市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和4・5年度に上田市が発注する建設工事の入札参加を希望される方は、下記により「入札参加資格審査申請書」を提出してください。

なお、国からの要請に基づき、建設労働者の労働環境の改善や、法定福利費を適切に負担する者を確実に契約の相手方とすることを通じて、公平で健全な競争環境を構築するなどの観点から、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て）に加入していない者（加入義務がない者は除く）は、入札参加資格審査申請ができませんのでご注意ください。

記

1 申請書の受付期間

令和4年1月4日から令和4年1月31日まで（厳守）

2 申請書の提出先

【郵送で提出する場合】 〒386-8601 上田市役所 財政部契約検査課（住所不要）

電話 0268-23-5257 FAX 0268-23-5116

【窓口で提出する場合】 財政部契約検査課、又は丸子・真田・武石各地域自治センター地域振興課

受付時間：土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

3 資格の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税（消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税（個人事業者の場合は個人事業税））、上田市税について未納がないこと。
- (3) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て）に加入していること（加入義務がない者は除く）。
- (5) 営業に関し、法令上必要とする資格を有している者であること。

5 資格の付与

- (1) 提出書類の内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市建設工事入札参加資格者名簿に登録します。
- (2) 有効期間内であっても、参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消す場合があります。
- (3) 提出書類に不備がある場合や、登録とならなかった場合は後日通知します。
- (4) 登録となった場合、市から登録の通知はしません。 上田市建設工事入札参加資格者名簿（令和4年4月1日掲載予定）、

格付名簿(令和4年6月1日掲載予定)は上田市ホームページに掲載しますので御確認ください。

(5) 建設工事の入札参加資格は、工種ごとに総合点を算出した上で付与します。

①総合点の算出方法:客観点(経営事項審査の総合評定値)＋主観点

②主観点の加点対象は、所在地区分が市内業者で、経営事項審査を受けている工種のみとなります。

③主観点の加点項目・配点は、別紙のとおりです

6 所在地区分

上田市建設工事入札参加資格者名簿は、所在地区別に作成します。所在地区分は次の4区分です。

(1) 市内……上田市内に本店(社)を有する業者

(2) 準市内……上田市内に支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任され、次の要件を全て満たす業者

ア 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。

イ 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。

ウ 事務所に常駐職員が1人以上配置されていること。

エ 電話番号及びファックス番号が営業所等のものであること。

オ 連絡がとれる体制(常時不在転送電話による体制となるものを除く)となっていること。

なお、上記要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行う場合があります。

(3) 県内……長野県内に本店(社)又は建設業の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者

(4) 県外……長野県外に本店(社)又は建設業の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者

7 提出書類(基準日は令和3年10月1日とします)

(1) 令和4年・5年度 上田市建設工事入札参加資格審査申請書 上田市独自様式 【P1～P3】

(2) 誓約書 上田市独自様式 【P4】

(3) 営業所一覧表 任意様式可 【P5】

(4) 建設工事経歴書 任意様式可 【P6】

(5) 技術職員名簿(市内業者 上田市独自様式 【P7】 : 準市内業者・県内業者・県外業者 任意様式可 【P8】)

① 基準日現在の技術職員名簿を提出してください。

② 市内業者は、技術職員の雇用を証する書面(健康保険証の写し等)を必ず添付してください。(雇用の確認ができない場合、技術職員として認めることはできません。)

- ③ 市内業者で主観点の加点を希望する場合は、「主観点の加点を希望する工種」欄に、必ず工種を記載してください。記載がない場合は、加点の対象となりません。

(6) 資本関係・人的関係に関する調書 任意様式可 **【P9】**

該当する場合は必ず提出してください。

(7) 委任状 任意様式可 **【P10】**

本社以外の営業所等に入札・契約行為を委任する場合は必ず提出してください。

(8) 支店・営業所等の写真 **【P11】**

所在地区分が準市内となる場合は必ず提出してください。※撮影日を入れてください。

(9) 建設業許可等の証明書 写し

建設業許可を受けている場合は必ず提出してください。

(10) 経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書 写し

- ① 経営事項審査を受けている場合は必ず提出してください。
- ② 審査基準日(通知日ではない)が基準日直前1年以内の、経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ③ 決算日の関係から本申請書提出時点において通知書が交付されていない場合は、経営事項審査申請書の写しを提出してください。

(11) 建設業退職金共済組合加入証明書 写し

経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書で加入の有無が確認できる場合は提出不要です。

(12) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人事業者のみ必要) 写し可

提出日から3カ月以内のものを提出してください。

(13) 代表者の身分証明書(個人事業者の場合のみ必要) 写し可

提出日から3カ月以内のものを提出してください。本籍地が上田市の方の身分証明書は市民課で発行します。

必要な手続きについては、ホームページをご覧ください。市民課(Tel.0268-23-5334)までお問い合わせください。

(14) 未納税額がない証明書【納税証明書・完納証明書】 写し可

① 法人事業者

- ・ 国税……………法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(その3の3)
- ・ 都道府県税…法人事業税(都道府県税)に未納がないことの証明書
- ・ 上田市税……………完納証明書

② 個人事業者

- ・ 国税・・・・・・・申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(その3の2)
- ・ 都道府県税・・・個人事業税(都道府県税)に未納がないことの証明書
- ・ 上田市税・・・・代表者の完納証明書

③納税証明書・完納証明書に関する注意事項

- ・ 所在地区分が市内・準市内の場合、上田市税の完納証明書を必ず提出してください。
 なお、納付確認には 10 日程度かかる場合があります(納められた場所によって異なります)。納付して間もない申請の際は、お手数ですが領収書(口座振替の場合は記帳済の通帳)をご持参ください。詳しくはホームページ(<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/1767.html>)をご覧ください。
- ・ 所在地区分が県内・県外の場合でも、上田市に納税義務がある場合は、上田市税の完納証明書を必ず提出してください。
- ・ 都道府県税(法人事業税・個人事業税)に未納税額がない証明書は、委任先を設けない場合は本店所在地の都道府県、委任先を設ける場合は委任先所在地の都道府県のものをご提出してください。
- ・ 所在地区分が市内・準市内で、事業開始から1年を経過していないため上田市の完納証明書が発行されない場合は、必ず営業証明書を提出してください。営業証明書については、税務課(Tel.0268-23-5169)までお問い合わせください。
- ・ インターネット上で国税庁のサイトに掲載されている「[手続名]納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

(15) 社会保険に加入していることが確認できる書類 **写し可** (一部は**上田市独自様式**)

① 健康保険及び厚生年金保険

(a) 加入義務がある場合

経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	審査基準日が基準日直前1年以内の経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写し((10)で提出の場合は不要)
経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	「無」となっている保険に関して、次の(1)～(4)のいずれかの書類を提出 (1) 基準日直前の保険料納入告知額・領収済額通知書の写し (2) 基準日直前の保険料納入告知額通知書及び領収書の写し (3) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し (4) 社会保険料納入証明書の写し
経営事項審査を受けていない方	上記(1)～(4)のいずれかの書類

(b) 加入義務がない場合

次の(イ)と(ロ)の書類

(イ) 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等の写しのうちいずれか(従業員数の確認)

(ロ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書 **上田市独自様式** 【P12】

② 雇用保険

(a) 加入義務がある場合

経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	審査基準日が基準日直前1年以内の経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写し((10)で提出の場合は不要)
経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている方	次の(1)～(3)のいずれかの書類を提出 (1) 基準日直前の雇用保険料の領収済通知書の写し (2) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し (3) 労働保険料等納入証明書の写し
経営事項審査を受けていない方	上記(1)～(3)のいずれかの書類

(b) 加入義務がない場合

次の(イ)と(ロ)の書類

(イ) 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等の写しのうちいずれか(従業員数の確認)

(ロ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書 **上田市独自様式【P12】**

(16) 提出確認チェック表 **上田市独自様式【P15】**

申請者確認欄に「レ」チェックをし、必ず提出してください。(上田市記入欄には記載しないでください)

以下(17)～(24)

市内業者で、主観点の加点を希望される方は提出してください。

(17) エコアクション21の認証取得 **写し**

- ・ 基準日において、エコアクション21の認証取得登録がある場合は、登録されていることがわかる書類の写しを提出してください。

(18) 従業員の新規雇用 **写し**

- ・ 基準日直前2年間従業員(採用日現在39歳以下の者に限る)を新規雇用し、申請日現在引き続き雇用している場合は、雇用及び生年月日の確認ができる書類(健康保険証など)の写しを提出してください。

(19) 女性技術者の雇用 **写し**

- ・ 基準日において、建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用しており、申請日現在引き続き雇用している場合は、資格が確認できる書類の写し、雇用・生年月日・性別が確認できる書類(健康保険証など)の写しを提出してください。

(20) 従業員の子育て支援 **写し**

- ・ 基準日において、長野県の「社員の子育て応援宣言！」登録企業として認定されている場合は、認定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

(21)建設キャリアアップシステム(CCUS) 写し

- ・ 基準日において、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録している場合は、事業者登録が確認できる書類を提出してください。

(22)長野県 SDGs 推進企業登録制度 写し

- ・ 基準日において、長野県 SDGs 推進企業に登録している場合は、登録証の写しを提出してください。

(23)長野県との災害協定 写し

- ・ 基準日において、長野県と災害協定等を締結している場合は、協定書の写しを提出してください。

(24)地域貢献の実績調書 任意様式可 **【P13】**

- ① 基準日直前2年間にボランティア活動等の地域貢献活動を実施した場合は、地域貢献実績調書及び活動が確認できる書類(新聞記事等の写し、各協会等の証明書)を提出してください。
- ② 活動の確認が得られないもの、対価を得て行うものは対象となりません(謝礼の範囲であれば可)。
- ③ 活動内容は限定しませんが、自社または各協会等の単位で参加した奉仕活動、清掃活動などが加点の対象となります。

(地域貢献活動の例)

- ・ マラソン大会、地域の祭り等への協力(参加者の誘導、道路の交通規制、仮設電気設備の取付等)
- ・ 道路、公園、地域自治会等の清掃作業、草刈作業、花壇等の管理
- ・ 福祉施設、学校、保育園等の屋根・外壁等の修繕

(25)法務省の「協力雇用主」 写し

- ・ 基準日において、法務省の「協力雇用主」に登録していることを証する、長野保護観察所発行の登録証明書。

(26)障害者雇用状況調書 任意様式可 **【P14】**

- ・ 基準日直前の6月1日現在において、障がい者の法定雇用率を達成している場合又は従業員43.5人未満の事業所で障がい者を週30時間・1人以上雇用している場合は、障害者雇用状況調書及び障害者手帳の写し(手帳の種類・氏名がわかれば可)を提出してください。

8 書類提出にあたっての注意事項

- (1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書及び納税証明書等の各種証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、発行年月日が提出日前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書類に「実印」とある部分については実印を押印してください。「印」とある部分については、支店長印等を押印してください。
- (3) 提出書類は可能な範囲でA4判にまとめ、紐綴りなどの簡易な綴り方で提出してください(ファイルは使用しない)。
- (4) 書類は提出確認チェック表の順番で綴ってください。

- (5) 主観点の加点に関する書類(7 提出書類(17)～(24))については、他の書類と分けて提出してください。
- (6) **上田市独自様式** とある書類については必ず所定の様式を使用してください。様式は「申請書様式」に掲載してあります。
- (7) **任意様式可** とある書類については任意の様式でもかまいません。参考様式は「申請書様式」に掲載してあります。

※ 建設業許可がない場合や経営事項審査を受けていない場合でも入札参加資格申請は可能ですが、上田市の等級格付は最低ランクとなります。また、建設業法の規定により建築一式工事においては 1,500 万円以上、それ以外の工事においては 500 万円以上の公共工事を請け負うことはできません。

9 入札参加資格審査申請書の記載事項の変更について

申請書提出以降に申請事項に変更があった場合は、速やかに必要書類を契約検査課へ提出してください。郵送による提出も可能です。

変更届、委任状等の様式、必要書類については市ホームページをご確認ください。変更届・委任状の様式は、必要事項が明記され、押印があれば任意の様式でもかまいません。

※ 「上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱」別表に掲げる措置要件に該当することとなった場合は、該当する内容を明記した届出書を速やかに提出してください(届出書の様式は問いません)。